

第2号議案

理事の辞任に伴う補欠選任について

1. 辞任理事 三好幹二氏（前・西予市市長）
2. 辞任に伴い、定款27条（役員任期）により、理事の補欠選任を行う。
3. 理事候補者 管家一夫氏（西予市市長）

【参 考】 定 款

（役員任期）

- 第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 3 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。